

「ボランティア団体等と県との協働の推進に関する条例」
見直しにあたっての論点（事務局案）について

1 見直しの手順に沿った検討

(1) 制定趣旨の確認

目的（第1条）

「この条例は、ボランティア団体等と県との協働が地域の課題の解決に重要な役割を果たしており、かつ、将来その重要性が増大することが見込まれるとともに、多様な主体が協働して地域の課題を解決する協働型社会の構築に資するものであることにかんがみ、ボランティア団体等と県との協働について、基本理念を定め、及び県の責務を明らかにするとともに、ボランティア団体等と県との協働を推進するための基本となる事項を定めることにより、地域の課題のより効果的な解決を図り、もって県民生活の向上に寄与することを目的とする。」

→主に、ボランティア団体等と県との協働に焦点。

(2) 直近5年間の条例施行状況の把握

条例上の協働事業（第5条）の件数は、減少傾向。（参考資料1）

(3) 社会状況の推移の把握

ア 条例の趣旨（第1条）

→ボランティア団体等と県との二者の協働から、県と多様な主体による協働へ

イ 協働の相手方（第2条第2項）

→ボランティア活動に取り組む特定非営利活動法人、法人格を持たない団体、個人に限定

条例制定当時（平成22年）は、公益法人改革が途上であり、一般社団法人等は相手方から除外したが、現在、一般社団法人等のうち、NPO法人と組織形態が異なるだけで、事業は公共性、公益性の高い事業を行っている場合があるため、その取扱いについて検討が必要。

※「かながわボランティア活動推進基金21条例」（平成13年制定）の第2条にも同様の規定があることから、本条例との整合性について別途議論が必要。

ウ 協定の締結、相互評価の実施（第5条）

→ボランティア団体等と県とが協働事業を行う上で、対等性を担保するために規定したが、その必要性、実効性の検証が必要。

2 見直しの論点（事務局案）

①本条例は、ボランティア団体等と県との二者間の協働に焦点を当て、協働を推進するための基本となる事項を規定しているが、県と多様な主体による協働の推進の方向へ転換が必要か（条例の趣旨）

②協働の相手方についての整理

③協定の締結、相互評価実施の効果の検証

④その他、本条例について検討を要する事項